

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について①

※認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関でも可

補助事業等名 ()内は根拠法等	認定支援 機関の関 与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
個人事業者の遺留分に関する民法特例（経営承継円滑化法）	◎	推定相続人全員の合意を前提に、後継者に生前贈与された事業用資産の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算定しないことをする制度。	【認定支援機関の確認書】 合意の対象とした事業用資産が、贈与の直前において、旧個人事業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産の全てであること及び後継者が当該事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みがあることの確認
事業承継・集約・活性化支援資金（貸付対象1関係）	○	事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者を対象に日本政策金融公庫が融資。中小企業が認定支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合に貸付利率を軽減。（現経営者が65歳以上である場合に限る。） （支援を受けずに事業承継計画書を策定した場合も融資制度の活用は可能。）	【融資を希望する事業者が日本政策金融公庫に提出する事業承継計画】 ・事業者が「事業承継計画」を策定する際に支援機関が実施した支援内容 ・計画の内容に対する支援機関の評価・所見
個人版事業承継税制（経営承継円滑化法）	◎	個人事業者が先代（個人事業者）から事業用資産を相続又は贈与により取得した場合において、経営承継円滑化法に係る経済産業大臣の認定を受けた時は、相続税・贈与税の納税を猶予及び免除。	【事業者が都道府県に提出する承継計画に添付する「所見」】 ・個人事業承継計画に記載のある取組への評価や、実現可能性（及びその実現可能性を高めるための指導・助言）
先端設備等導入計画（中小企業等経営強化法）	◎	事業者が認定支援機関の確認を受けて市区町村に先端設備等導入計画の認定を申請し、認定を受けた場合には、当該計画に基づいて投資した設備について、固定資産税を最大5年間軽減	【事業者が市区町村に提出する認定申請書に添付する「確認書」】 ・生産・販売活動等に直接つながる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について②

※認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関でも可

補助事業等名 ()内は根拠法等	認定支援 機関の関 与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
法人版事業承継税制 (経営承継円滑化 法)	◎	非上場の株式等を先代経営者から後継者が相続又は贈与により取得した場合において、経営承継円滑化法に係る経済産業大臣の認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税を猶予及び免除。	【事業者が都道府県に提出する特例承継計画に添付する「所見」】 ・特例承継計画に記載のある取組への評価や、実現可能性（及びその実現可能性を高めるための指導・助言） 【認定を受けた事業者の雇用が8割を下回った場合に都道府県に提出する報告書に添付する「所見」】 ・平均雇用人数の5年間平均が8割を下回った理由について、その理由が事実であるか確認
事業承継・引継ぎ補 助金	◎	事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要作成費用等）の一部を補助。	【認定経営革新等支援機関による確認書】 ・申請者が地域に貢献する中小企業者等であること ・申請者の行う取組に独創性等が認められること
企業再建資金 (企業再生貸付制度)	○	経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業を対象に日本政策金融公庫が融資。	【事業者が日本政策金融公庫に提出する以下の書類（書類の一部）】 ・過剰債務に陥っている者が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けている場合は、「経営改善計画書」の記載項目の一部（実施した指導および助言の内容、本計画の評価）
中小企業経営力強化 資金融資事業	○	創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業であって、認定支援機関の支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が融資を行う。	【事業者が日本政策金融公庫に提出する事業計画書における記載項目の一部】 ・実施した経営革新等支援業務の内容 ・新商品の開発または新役務の内容の所見 ・本計画の評価
経営力強化保証制度	◎	認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業・小規模事業者の経営力の強化を図る。	【認定支援機関の主な役割】 ・経営力強化保証の利用事業者における事業計画の策定支援及びその実行にあたっての具体的な経営支援の実行 ・必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う

国の補助事業等において必要とされる認定支援機関（経営革新等支援機関）の役割について③

※認定支援機関の関与 ◎：必須 ○：他の機関でも可

補助事業等名 () 内は根拠法等	認定支援 機関の関 与	事業概要	認定支援機関の主な記載事項
経営改善計画策定支援事業	◎	借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業に対して、認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画の策定を支援（経営改善計画策定支援事業）。また、本格的な経営改善が必要となる前の早期の段階からの資金繰り管理等の簡易な経営改善計画の策定も支援（早期経営改善計画策定支援事業）。	<p>【事業者が認定支援機関と連名で中小企業活性化協議会に提出する以下の申請書及び添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用申請（再度利用含む） <ul style="list-style-type: none"> ・（早期）経営改善計画策定支援事業利用申請書 ・申請者の概要 ・自己記入チェックリスト（経営改善計画策定支援事業のみ） ・業務別見積明細 ○支払申請 <ul style="list-style-type: none"> ・（早期）経営改善計画策定支援事業費用支払申請書 ・経営改善計画 ・自己記入チェックリスト（経営改善計画策定支援事業のみ） ・実務指針に基づく実施確認表 ・業務別請求明細 ・従事時間管理表 ○伴走支援費用支払申請 <ul style="list-style-type: none"> ・（早期）経営改善計画策定支援事業伴走支援費用支払申請書 ・伴走支援報告書 ・自己記入チェックリスト（経営改善計画策定支援事業のみ） ・業務別請求明細 ・従事時間管理表 ・実務指針に基づく実施確認表
観光産業等生産性向上資金	◎	<p>観光に関する事業を行う者等であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る中小企業者を対象に日本政策金融公庫が融資。中小企業が認定支援機関の支援を受けて事業計画書（観光産業等生産性向上資金用）を策定し、当該計画を実施する場合に貸付利率を軽減。</p> <p>（貸付利率の低減は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で本計画を実施する場合に限る。）</p> <p>（支援を受けずに事業計画書（観光産業等生産性向上資金用）を策定した場合も融資制度の活用は可能。）</p>	<p>【事業者が日本政策金融公庫に提出する事業計画書における記載項目の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が「事業計画書（観光産業等生産性向上資金用）」を策定する際に支援機関が実施した支援内容 ・計画の内容に対する支援機関の評価・所見